

市民参画のしくみの運用及び評価について

- 1 しくみの運用の主体 市（執行機関）

- 2 しくみの運用の評価
 - （1）評価の主体 市民参画・協働推進委員会

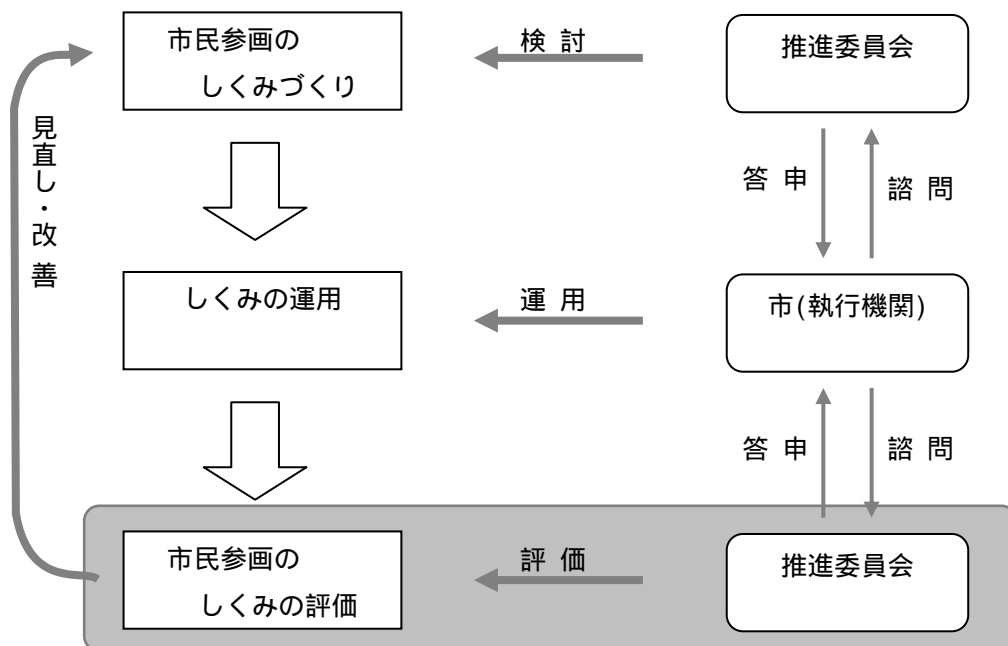
 - （2）評価の時期、範囲

 - （3）評価の項目、基準

 - （4）市民意見等の反映方法

花巻市市民参画・協働推進委員会規則第 2 条（所掌）
委員会は、次に掲げる事項について、執行機関の諮問に応じ調査及び審議し、又は執行機関に意見を述べるものとする。

- (1) 市政への参画方法の研究や改善に関する事項
- (2) 市民参画と協働の推進に関する事項
- (3) 市民参画の評価に関する事項
- (4) 花巻市まちづくり基本条例の見直しに関する事項



< 参考 > 毎年度の流れ（イメージ）

